

研究の動向

■「子どものため」の養子縁組—特別養子縁組の動向

鎌倉女子大学 富田 庸子

1. はじめに

2019年、国連子どもの権利条約¹⁾は採択30周年を迎えた。国連加盟国数を上回る196の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約である。日本は条約発効4年後にようやく批准した、世界で158番目の締結国である。

子どもの権利条約は、すべての子どもが家庭環境において育つ権利を謳っている。2009年の国連総会で採択された「子どもの代替養育に関するガイドライン」²⁾では、もし幼い子どもが産みの親のもとに戻ることが出来ない場合には、まず第一に養子縁組のような適切で永続的な解決策を探るべきこと、乳幼児、特に3歳未満の子どもの代替養育は家庭を基盤とした環境で提供されなければならないこと、施設養育はそれが子どもの最善の利益に沿う場合に限られるべきことなどが示された。しかしよく知られているように、わが国では社会的養護を必要とする子どもたちの約9割が施設で暮らしている。先進国日本は、残念ながら国連から度重なる是正勧告を受けてきた、子どもの人権侵害国でもある。

しかし今、日本の社会的養護が大きく変わろうとしている。2016年の児童福祉法改正は、子どもが適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること、そのためにも家庭養育の推進が国や地方公共団体の責務であることを明確にした。そして、産みの親がどうしても育てることのできない場合は、子どものパーマネンシー保障（継続的かつ安定的な養育者と養育環境の保障）の観点から、「特別養子縁組」を推進する方向性がはっきりと打ち出された³⁾。増え続ける児童虐待や新生児遺棄などの対応策としても、特別養子縁組は今、わが国が取り組むべき重要な課題である。

2. 特別養子縁組とは

日本には、「普通養子縁組」と「特別養子縁組」、ふたつの養子縁組制度がある（Table 1）。

普通養子縁組では、縁組成立後も子どもと産みの親との法的な親子関係が残る。戸籍には双方の親の名前が並記され、子どもは「養子」「養女」と記載される。養親は成年であればよく、養子は養親よりも年下であればよいので、例えば90歳と89歳が親子になることが出来る。縁組目的に決まりはなく、縁組成立も解消（離縁）も容易なため、相続税対策などにも活発に利用されている。

一方、特別養子縁組は、子どもの福祉を目的として1987年の民法改正で追加された制度である。「子の利益のために特に必要がある（民法第817条の7）」場合にのみ、家庭裁判所の慎重な調査と審判によって成立する。子どもと産みの親との法的な親子関係は終了し、育て親との間に新たな親子関係が結ばれ、戸籍には「長男」「長女」など一般の親子と同様に記載される。離縁は原則認められず、特に育て親側から離縁することはできない。年齢制限や試験養育期間なども定められている⁴⁾。

日本の養子縁組は、まさに、家や親のための縁組が「普通」、子どものための縁組が「特別」と称されるとおりの現状にある。年間7万件以上の普通養子縁組が成立する日本は世界有数の養子縁組大国だが、2018年度の特別養子縁組成立件数はその1%にも満たない624件にとどまっている⁵⁾。そもそも、特別養子縁組制度自体が知られていない。日本財団のWEB調査（18～69歳男女計3,000人対象）によると、特別養子縁組制度を知っていたのは全体の45.9%、特別養子縁組と普通養子縁組の違いを知っていたのは14.8%であった⁶⁾。

特別養子縁組で子どもを迎える方法は、主としてふたつある。児童相談所を通じて迎える方法と「養子縁組あっせん事業」を行う民間機関を通じて迎える方法である。全国の児童相談所（209か所）と民間機関（22か所）を対象に行われた調査⁷⁾によると、2014-2015年度の縁組成立件数の内、児童相談所の仲介は610件、民間機関は

Yoko TOMITA

鎌倉女子大学児童学部児童学科

〔著者紹介〕（略歴）神戸大学大学院総合人間科学研究科人間形成科学専攻博士課程単位取得退学。教育学修士。

〔専門分野〕発達心理学

Table 1 特別養子縁組と普通養子縁組の主な違い

	特別養子縁組	普通養子縁組
目的	子どもの福祉のため	特に定められていない
縁組の成立	家庭裁判所の審判，産みの親の同意 ^{*1}	養親と養子（15歳未満の場合は親権者など）の合意 ^{*2}
親になる人の年齢	成年の夫婦で一方が25歳以上	成年
子どもの年齢	原則として6歳未満 ^{*3}	養親より年下
試験養育期間	6か月以上	なし
産みの親側との法的親族関係	終了	継続
離縁	原則できない ^{*4}	できる
戸籍の表記	長男，長女など	養子，養女

注) *1 虐待や遺棄などがある場合は不要。

*2 直系卑属ではない未成年者を養子とする場合は，家庭裁判所の許可が必要。

*3 6歳未満から育て親が養育している場合は8歳未満。

*4 育て親による虐待など子どもの利益が著しく害され，且つ，産みの親が養育出来る場合は認められることがある。

310件となっており，民間機関が大きな役割を果たしていることがわかる。児童相談所の取り組みには地域差が大きく，愛知県のようにかねてから新生児の縁組を積極的に行ってきた地域がある一方で⁸⁾，慢性的な人員不足，親権の問題，縁組後に予想されるトラブルへの不安などを理由に全く取り組んでこなかった地域も多い。林(2017)⁹⁾によれば，2013年度に特別養子縁組を1件も仲介しなかった児童相談所は全体の4割を超え，仲介した児童相談所の内7割は年間1～2件の仲介にとどまっていた。

3. 制度見直しの動き

しかし，ここ数年，特別養子縁組を取り巻く状況が大きく変わり始めた。

(1) 児童福祉法の改正

先述したとおり2016年6月に改正された児童福祉法は，子どもに永続的な家庭を保障することが行政の責務であると明示した。特別養子縁組に関わる相談・支援が児童相談所の重要な業務であることが法的に位置づけられ，民間機関と協同しながら取り組む動きが各地で始まっている。

(2) 特別養子縁組あっせん法の施行

日本にはこれまで養子縁組あっせん事業に関する法律がなく，民間機関は第二種社会福祉事業として届出さえすれば事業を行うことができた。育て親になる条件や縁組手続きの進め方，親子のマッチング，縁組後のサポート，情報管理，スタッフの資質，諸経費など，機関によって千差万別で，活動の質をチェックする仕組みが存在しなかった。インターネット上だけで親子のマッチン

グを行う機関や営利目的が疑われる機関も現れる中，法整備を求める声が高まっていた。

2016年12月，「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」，いわゆる「特別養子縁組あっせん法」が成立し，2018年4月に施行された¹⁰⁾。これによりあっせん事業は都道府県等による「許可制」になり，許可を受けた事業者への財政的支援や，無許可であっせんを行った場合の罰則なども設けられた。信頼できるスタッフやノウハウをもつ民間機関が公的補助を受けながら活動できる仕組みがようやく整いつつある。2019年3月現在，全国で19の事業者が許可を受けて活動している (Table 2)。

(3) 新しい社会的養育ビジョンの発表

2017年8月，改正児童福祉法の理念に基づく「新しい社会的養育ビジョン」が発表された¹¹⁾。特別養子縁組制度の改革や支援充実を進めることが明言され，概ね5年以内に縁組成立件数を現状の約2倍，年間1,000件以上にする具体的な数値目標が掲げられた。厚生労働省はポスターやリーフレットなども作成し，普及・啓発に努めている (Fig. 1)。

(4) 特別養子縁組の成立要件に関わる民法等の改正

施設で暮らす子どもたちの中には，特別養子縁組が成立すれば家庭で育つことが出来る子どもも少なくない。制度を積極的に活用するために，縁組成立要件の見直しが課題となっていた。また，制度施行から30年が経ち，現場からは産みの親の同意確認のあり方や審判書の記載内容など，改善を求める声が挙がっていた。

2017年6月，厚生労働省は「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」をまとめた¹²⁾。2019年2月には，

Table 2 養子縁組あっせん事業者一覧

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 森産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Baby ぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	埼玉県	一般社団法人 命をつなぐゆりかご
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	東京都	一般社団法人 ベアホープ
10	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
11	奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
12	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
13	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
14	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
15	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
16	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
17	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
18	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
19	熊本市	医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

注) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ (2019年3月20日現在)。

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成28年法律第110号) に定める許可を受けたもの。

上記事業者の他、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者がある。

厚生労働省

思いがけない妊娠に
とまどうあなたへ

あなたの出産と産後を応援する
多くの人たちがいます。

ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

どうしても育てられない場合は、かけがえのない命を、
あなたに代わって大切に育ててくれる
「特別養子縁組制度」があります。

まずは児童相談所へ、お電話ください。いち はやく 189 全国共通ダイヤル

厚生労働省

子どもを育てたいと願うあなたに
「特別養子縁組制度」があります。

親を必要としている子どもたちがいます。

自分の子どもとして
あなたの家庭に迎え入れる制度です。

詳しくは児童相談所へ、お尋ねください。いち はやく 189 全国共通ダイヤル

Fig. 1 特別養子縁組制度の普及・啓発のためのリーフレット (厚生労働省)

法務大臣の諮問機関である法制審議会特別養子制度部会が「特別養子制度の見直しに関する要綱」を答申し、これをもとに同年6月、民法等の一部を改正する法律が成立した。制度開始以来初めての改正が実現し、公布後1年以内の施行が予定されている¹³⁾。

主な見直しのポイントは次のとおりである。

1) 子どもの年齢制限の見直し（民法の改正）

現行法では、対象となる子どもの年齢は審判申立時に原則「6歳未満」とされている。上限年齢が規定されたのは、子どもと育て親との間に安定した親子関係を形成するためには幼少期からの養育が必要だと考えられたことなどが理由だった。しかしそのために、どんなに縁組を必要とする子どもであっても6歳という年齢で線引きされ、たった1日でも過ぎてしまえば申立てできない事態が生じていた。

改正により対象が「原則15歳未満」に拡大され、その意思を十分に考慮しなければならないことが明記された。また、15～17歳であっても、①15歳になる前から育て親に養育されている、②15歳までに申立てされなかったやむを得ない事情がある、③養子となる本人の同意がある、という要件が満たされれば対象になる。

2) 家庭裁判所の審判手続きの見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

現行法では、縁組を申立て、産みの親が養育できないことを立証するのは、育て親候補者の役割とされていた。そのため、場合によっては育て親候補者は産みの親と対峙しなければならず、負担が大きくなっていた。また、産みの親が縁組に同意しても家庭裁判所が最終的に判断するまでの間はいつでも撤回できるため、育て親候補者は不安を感じながら手続きを進めなければならなかった。

改正により審判手続きが2段階に分けられ、児童相談所長も申立てできるようになって、育て親候補者の負担が軽減された。第1段階では、産みの親が養育できない事情や縁組についての同意などが確認され、その子どもが特別養子縁組の対象になるかどうか判断される。産みの親は縁組に同意してから2週間が経過すれば撤回できなくなる。第2段階は、育て親候補者である夫婦がその子どもの親としてふさわしいかどうか判断されるプロセスとなり、産みの親は関与しない。

このように、今まさに特別養子縁組は変革期にある。しかし、例えば対象となる子どもの年齢があがることによって親子関係を築く難しさが増すなど、さまざまな課題が予想され、急激な転換を危惧する声もあがっている¹⁴⁾。子どもの権利条約が、子どもは「自己に影響を与えるいかなる司法的および行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される

機会を与えられる」としているように、子ども自身の意見を尊重する仕組みを整えることも急務である。

縁組成立は、親子、家族のスタートであってゴールではない。成立前はまだより成立後も、縁組当事者の人生を継続的に支援する体制が求められている。

4. 子どもに真実を伝えること

子どもの権利条約は、子どもが親を知りアイデンティティを保持する権利を保障している。欧米では、生まれた家族から離れて暮らす子どもたちが生き立ちに関わることを整理し未来への活力につなげていくために「ライフストーリーワーク」が重視され、わが国でも実践が積み重ねられている¹⁵⁾¹⁶⁾。しかし特別養子縁組の場合は、新生児や乳児の段階から育て親のもとに迎えられることが多いため、真実をいつどのように伝えることが子どもにとって最もよいのか、不安をもつ育て親は多い¹⁷⁾。

日本財団（2019）¹⁸⁾は、養子縁組した子どもが真実を知った時期を7歳未満、7歳～13歳未満、13歳以上に分けて検討し、早期から伝えたほうが子どもの幸福度が高く親子関係が良好であるという傾向を見出している。後藤（2016）¹⁹⁾は、真実を伝える適期について特別養子縁組を手がける複数の機関に取材し、「一般には、言葉を理解し、親子の間に愛着関係がしっかりと築かれる3歳頃から始め、成長にあわせて表現や内容を深めていくことがよいとされて」いることを報告している。

産みの親に関する情報開示や関係性の観点からみると、子どもの養子縁組のあり方は、クローズアダプションとオープンアダプションに大別することができる。クローズアダプションは秘密厳守と匿名性を原則とし、育て親家族と産みの親との交流は一切行われないが、オープンアダプションでは縁組成立後も両者間で何らかの交流が継続する。欧米では1980年代以降、血縁がないことを事実として受け入れ産みの親の存在を否定しないことが子どもの発達に有益であるとの観点から、オープンアダプションが推進されるようになった。オープンアダプションでは、縁組について子どもが理解しやすくなること、クローズアダプションに比べて児童期以降の問題行動が少ないこと、産みの親に対する育て親の共感が増すこと、などが報告されており、縁組当事者たちが自らオープンアダプションを選択した場合の有効性が確認されている^{20)～23)}。一方、日本の養子縁組においては、産みの親は育て親にとって「忘れてしまいたい」「完全に縁を切りたい」存在として語られることが多い²⁴⁾。また、子どもを育てる義務を果たせない母親は産むべきではないという社会規範が強い日本では、予期せぬ妊娠の責任を取る方法として子どもの命を守る養子縁組よりもむしろ中絶が想定されており、いわば社会規範に背いた産み

の親の立場は弱い。そもそも幼い子どもの養子縁組が欧米に比べてたいへん少なく、オープンアダプションの効果やそこで育つ子どものアイデンティティ形成についての研究は乏しい。

5. 認定 NPO 法人「環の会」が支援するオープンな特別養子縁組

このような日本にも、子どもがどんなに幼くても迎えたその日から真実を伝え始めることを推奨し、産みの親との交流継続を積極的にサポートしている民間機関がある。都内に事務局を置く認定 NPO 法人「環の会」は、予期しない妊娠や出産で悩む人からの相談を受け、産みの親がどうしても育てられない場合に特別養子縁組を支援してきた。1991年の創立以来28年間の歴史の中で377人の子どもたちが育て親のもとに迎えられている。筆者はボランティア理事として会の運営や研修、子育て相談などに関わっている。

環の会の縁組は「子どものため」のものであり、子どもが欲しい夫婦に子どもを与えるためのものではない。育て親になるには、子どもの年齢や性別、身体的特徴、性格などの条件を一切つけずに子どもの「ありのまますべて」を受け入れることが求められる。

また、環の会の縁組はすべてが産みの親の相談から始まるため、縁組対象となる子どものほとんどが生後間もない赤ちゃんである。子どもの出自を知る権利を守り親子の信頼関係を築くため、環の会では「テリング (tell + ing)」を重視している。テリングとは、子どもを迎えた直後から、産みの親の存在や子どもの出自に関わることがらを日常の中で子どもの発達に応じて伝え続けていくことである。そして環の会では、産みの親は子どもの命を守り抜いた存在として尊重され、縁組成立後も環の会を通じて育て親家族とのコミュニケーションを保つことができる。

(1) 育て親にとっての効果

筆者たちはこれまで、環の会の全面的協力のもと、さまざまな研究を行ってきた。その結果、環の会の育て親は、①一般的な夫婦以上に肯定的な子ども観・子育て観や良好な夫婦関係を有していること、②「産みの親がいてこそ子どもがいて、自分たち家族がある」と認識し、産みの親の存在を受け入れることが子どものありのまますべてを受け入れる大前提だと考えていること、③テリングによって産みの親が別に存在する事実だけではなく、産みの親や育て親をはじめ子どもに関わる人たちの思いを伝えようとしていること、④子どもが幼い頃からのテリングは話しにくいことでも話せるようになる練習としての側面を持ち、子どもが理解できるかどうかは別にし

て、伝え続けること、口に出すことそのものに意味を見出していること、⑤子どもが幼い頃からテリングするからこそ、「子どもを傷つけるのではないか」「理解できるだろうか」といった不安が少なく、産みの親の存在や自分たち親子の出会い、迎え育てている喜びなどを素直に表現できていると感じていること、⑥産みの親との交流が保たれることによってテリングに関する不安が軽減する傾向があること、などを見出してきた^{25)~28)}。環の会で縁組することを選んだ育て親にとって、テリングや産みの親との交流といった欧米では一般的な縁組のあり方の有効性は確認できたといえる。

(2) 子どもにとっての効果

それでは子どもの側にとってはどうなのだろうか。このような縁組のあり方は、日本で育つ子どもの最善の利益につながっているのだろうか。この問いに答えるため、筆者は今、環の会で縁組し成人した「子ども」たちへのインタビュー調査を行っている。これまで17名の子どもたちが調査に参加してくれた。

子どもたちが経験してきたテリングや産みの親との交流の様態、感情や認識の変化は、実にさまざまである。しかし、17名の中に「真実を隠してほしかった」「テリングしないでほしかった」という子どもはひとりもいなかった。子どもたちが共通して語るのは、「テリングしてもしなくても、『本当のこと』は変わらない。それを受け入れられるかどうかの違いであって、テリング自体はあたりまえ。親に隠されたり嘘をつかれたりするもののほうが絶対に嫌だ」という認識である。

6. ありのままの自分としてのアイデンティティ

調査参加者のひとりである春菜さん（仮名、20歳女性）は、産みの親から生まれて育て親のもとで育ったことが「私の人生だって決まっていたんだと思うくらいマッチしている」「何もかもひっくりめて全部、肯定できる。私はこれでよかった」と語った。筆者は、春菜さんがそのような語ることで現在の至ったライフストーリーを質的に研究し、春菜さんが形成したアイデンティティを「ありのままの自分としてのアイデンティティ」と名づけた²⁹⁾。以下、研究結果の概要を紹介したい。

(1) 生い立ちに関わる理解の深まり—春菜さんの場合— (Fig. 2 参照)

春菜さんは、新生児期に育て親に迎えられたその日からテリングを受けて育った。そんな春菜さんにとって、迎えられたことは【いつの間にか知っていること】【あたりまえのこと】だった。幼稚園で【周囲とは違うこと】だと気づき、小学生時代には徐々に【特別な目で見られ

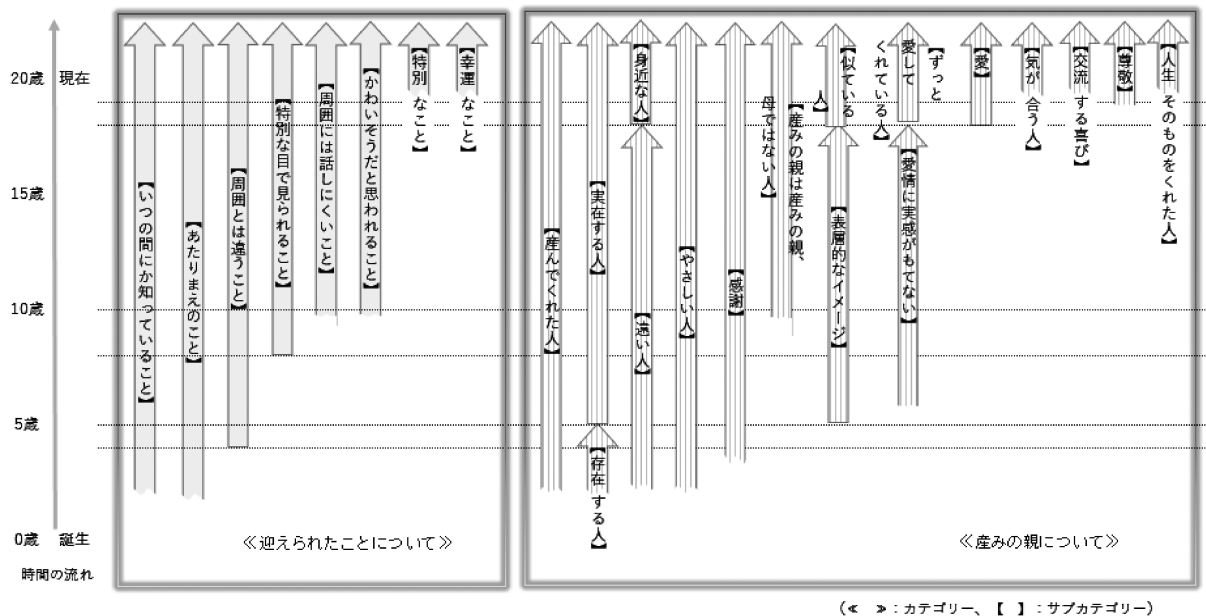


Fig. 2 生い立ちに関わる理解の時系列的深まり（春菜さんのケース）
（富田 掲載予定 をもとに作成）

ること】【周囲には話しにくいこと】【かわいそうだと思われること】だと認識するようになった。保育系の大学に進学して日本の社会的養護の実態を学び、自分にとってずっとあたりまえだったことが現実社会では【特別なこと】【幸運なこと】だったのだと改めて認識するに至った。

産みの親については、早期からのテリングによって物心ついたときにはすでに【産んでくれた人】【存在する人】だと認識していた。実像を伴わない【遠い人】だったが、5歳で面会したことをきっかけに【実在する人】になった。誕生日やクリスマスにはプレゼントや手紙を送ってくれる産みの親を【やさしい人】として【感謝】しつつも、その【愛情に実感がもてない】ままであった。しかし高校3年生で再会し、外見など改めて自分と【似ている人】だと感じた。また、自分を手放した苦悩などを直接聞き、【ずっと愛してくれている人】だと確信できた。【産みの親は産みの親、母ではない人】だが【人生そのものをくれた人】であり、【尊敬】や【愛】、【交流する喜び】を感じている。

（2）生い立ちに関する理解の深化と「ありのままの自分としてのアイデンティティ」形成に寄与した要因—春菜さんの場合—

1) 迎えられたその日からの日常的なテリング

春菜さんにとって迎えられたことは【いつの間にか知っていること】【あたりまえのこと】として、生い立ちに関わる理解の土台になっていた。インタビューにおいて春菜さんは、「テリングは必ずしてほしい」「子どもが

理解できなくても迎えたその日からずっと言い続けてほしい。気づいたときにはあたりまえということが子どもにとっては絶対に大事」と述べている。早期からの自然で日常的なテリングが、子どもの立場からも有効であることが示唆された。

2) 子どもと産みの親、双方にとってタイミングのよい交流

春菜さんの産みの親理解に最も大きな影響を与えたのは、直接会うことだった。春菜さんは、5歳で産みの親と面会してその存在を実感し、肯定的なイメージを保持して成長し、高校生のときに再会して生物学的なつながりを感じると共にその思いに直接触れることができた。このような産みの親との交流のあり方、タイミングを春菜さんは「自分にとってベストだった」と語っている。

3) 育て親の受容的・共感的態度

春菜さんは、産みの親が自分を手放した詳しい事情や生物学的な父親のことは全く知らないが、不安や葛藤をほとんど感じることなく育った。その理由として春菜さん本人は、すべてを受けとめてくれた育て親の態度をあげた。従来の発達心理学研究においても明らかにされているとおり、子どもの自尊心の育ちにおいて養育者が重要な役割を果たすことが春菜さんのライフストーリー分析においても確認された。

4) 心理社会的発達に伴う視野の広がり

春菜さんは、幼い頃はまずテリングを通じて育て親の認識を取り入れ、成長するにつれてそれとは対照的な周囲の人たちの認識を知り、さらに予期せぬ妊娠に悩む女性や産みの親と暮らせない子どもたちの現状など、より広い世界から得た情報を自分の生い立ちにつなげて意味

づけていった。心理社会的発達に伴って自己中心性から脱却していくプロセスそのものが、生い立ちに関わる理解の深化に寄与することが確認された。

7. おわりに

子どもの権利や最善の利益は、子どもたちだけでは守ることができない。おとなたちこそが責任をもって、守っていかねばならない。

今、歴史的転換期にある特別養子縁組の現場には多種多様な支援ニーズがあり、臨床発達心理学的な観点が今後ますます求められていくと考えられる。当事者、特に子どもたちの声に謙虚に耳を傾けて研究を積み重ね、真に「子どものため」になる発達支援につなげていきたい。

文 献

- 1) 外務省. “「児童の権利に関する条約」全文”. 2013. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> (入手日: 2019.9.30).
- 2) 厚生労働省. “国連総会採択決議 64/142. 児童の代替的養護に関する指針”. 2018. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018hly.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 3) 中央法規出版編集部 (編). 改正児童福祉法・児童虐待防止法のポイント (平成29年4月完全施行) 新旧対照表・改正後条文. 中央法規, 2016.
- 4) 厚生労働省. “普通養子縁組と特別養子縁組について・特別養子縁組の成立件数・〈参照条文〉民法 (明治29年法律第89号) (特別養子縁組関係抜粋)”. 2018. https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000169448_1.pdf (入手日: 2019.9.30).
- 5) 最高裁判所. “司法統計 家事 平成30年度 第3表 家事審判事件の受理, 既済, 未済手続別事件別件数—全家庭裁判所”. 2019. <http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/689/010689.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 6) 日本財団. “特別養子縁組に関する調査 サマリー”. 2016. <https://happy-yurikago.net/wpcore/wp-content/uploads/2016/05/38578db0dc55ab1fba40639507214e1a.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 7) 厚生労働省. “特別養子縁組に関する調査結果について”. 2018. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000148774.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 8) 矢満田篤二, 萬屋育子. 「赤ちゃん縁組」で虐待死をなくす 愛知方式がつかないだ命. 光文社, 2015.
- 9) 林浩康. 要保護児童を対象とした養子縁組の現状とその課題. 子どもの虐待とネグレクト. 2017, Vol. 19, No. 1, 8-15.
- 10) 厚生労働省. “民間あっせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律”. 2019. https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab5665&dataTypeId=0&pageNo=1 (入手日: 2019.9.30).
- 11) 厚生労働省. “新しい社会的養育ビジョン”. 2018. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 12) 厚生労働省. “特別養子縁組制度の利用促進の在り方について”. 2018. <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000169536.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 13) 法務省. “民法等の一部を改正する法律”. 2019. <http://www.moj.go.jp/content/001296666.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 14) 浅井春夫, 黒田邦夫 (編著). <施設養護から親制度か>の対立軸を超えて 「新しい社会的養育ビジョン」とこれからの社会的養護を展望する. 明石書店, 2018.
- 15) 才村真理 (編著). 生まれた家族から離れて暮らす子どもたちのためのライフストーリーブック. 福村出版, 2009.
- 16) 山本智佳央, 檜原真也, 徳永祥子, 平田修三 (編著). ライフストーリーワーク入門 社会的養護への導入・展開がわかる実践ガイド. 明石書店, 2015.
- 17) 家庭養護促進協会. “真実告知事例集”. 新版 うちあける. 和泉出版, 2018.
- 18) 日本財団. “養子縁組をした762人の親子のこえ”. 2019. <https://happy-yurikago.net/wpcore/wp-content/uploads/data/190402.pdf> (入手日: 2019.9.30).
- 19) 後藤絵里. 産まなくても、育てられます 不妊治療を超えて、特別養子縁組へ. 講談社, 2016.
- 20) Grotevant, H.; McRoy, R.; Elde, C.; Fravel, D. Adoptive Family System Dynamics: Variations by Level of Openness in the Adoption. *Family Process*. 1994, Vol. 33, 125-146.
- 21) Feast, J.; Marwood, M.; Seabrook, S.; Webb, E. *Preparing for Reunion: Experiences of Contact After Adoption*. London: The Children's Society, 1998.
- 22) Siegel, D. H. Open Adoption: adoptive Parents'Reactions Two Decades Later. *Social Work*. 2012, Vol. 58, No. 1, 43-52.
- 23) MacDonald, M. *Parenthood and Open Adoption: An Interpretative Phenomenological Analysis*. London: Palgrave Macmillan, 2016.
- 24) 家庭養護促進協会. 養親希望者に対する意識調査: 「養子を育てたい人のための講座」受講者へのアンケート調査報告. 家庭養護促進協会神戸事務所, 1998.
- 25) 古澤頼雄, 富田庸子, 石井富美子, 塚田一城みちる, 横田和子. 非血縁家族における若年養子へのテリング—育て親はどのように試みているか?—. 中京大学心理学研究科・心理学部紀要. 2003, Vol. 3, No. 1, 1-6.

- 26) 富田庸子, 古澤頼雄. Open Adoption 家族における育て親の態度—子ども・子育て観と夫婦関係—. 中京大学心理学研究科・心理学部紀要. 2004, Vol. 3, No. 2, 37-51.
- 27) 古澤頼雄, 富田庸子, 塚田-城みちる. 非血縁家族において子どもが作る自分史への発達支援—育て親によるテリングに関する探索的検討—. 中京大学心理学研究科・心理学部紀要. 2006, Vol. 5, No. 2, 23-33.
- 28) 富田庸子. 育て親家族におけるテリングの効果についての探索的検討. 鎌倉女子大学紀要. 2011, Vol. 18, 27-38.
- 29) 富田庸子. 特別養子縁組家族で育つ子どもの生い立ちに関わる理解の深化とアイデンティティ形成—春菜さんのライフストーリー—. 臨床発達心理実践研究. 掲載予定 (to be published in *Japanese Journal of Clinical Developmental Psychology*. 2019, Vol. 14).